

○日南市立学校施設開放条例施行規則

平成21年3月30日教育委員会規則第40号

改正

平成23年3月29日教委規則第3号

平成24年7月6日教委規則第5号

平成25年12月24日教委規則第4号

平成27年1月16日教委規則第1号

平成28年3月25日教委規則第4号

日南市立学校施設開放条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日南市立学校施設開放条例(平成21年日南市条例第127号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放施設の指定)

第2条 条例第2条第2項の規定による学校施設の開放を行う施設(以下「開放施設」という。)の名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

2 日南市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特別な理由があると認めたときは、別表第1に定めのない施設の利用について許可することができる。

(開放日等)

第3条 開放施設の期間、開放日及び開放時間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、開放施設の学校(以下「開放校」という。)において特別の事情があるときは、教育委員会は、これを変更し、又は臨時に開放を取りやめることができる。

2 前項の規定にかかわらず、12月28日から翌年1月4日までの間は、開放は行わない。

(開放施設の利用調整)

第4条 開放校の校長は、利用の調整を行ったうえ、月間利用予定表を作成するものとする。

(運営委員会)

第5条 教育委員会は、開放施設の開放の円滑化を図るため、学校開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから開放校の校長が委嘱する。

(1) 開放校の代表者

(2) 開放校のPTA代表者

(3) 利用団体の代表者

(4) その他開放校の校長が必要と認める者

(利用資格)

第6条 開放施設は、現にスポーツを職業としていない者又はその利用が営利を目的としない者に限り利用することができる。ただし、教育委員会がその利用を必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用団体の登録)

第7条 継続的に開放施設を利用しようとする団体(以下「利用団体」という。)は、開放校を通じて、教育委員会に利用団体登録申請書(別記様式第1号)を提出し、登録を行うものとする。

2 利用団体は、成人の責任者を有する団体であるものとする。

3 利用団体は、第1項の登録の内容に変更があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 教育委員会は、利用団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 偽りの登録が判明したとき。

(2) 前項の規定による変更の届出を怠ったとき。

(3) 教育委員会及び開放校の指示に従わないとき。

(利用の申請)

第8条 条例第6条に規定する利用の許可の申請は、学校開放施設利用申請書(別記様式第2号)により、利用しようとする日の属する月の前月の12日までに開放校に申請するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 教育委員会は、前項の申請についてその可否を決定し、学校開放施設利用許可(不許可)通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(利用の取消し)

第9条 開放施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に係る利用を取り消そうとするときは、速やかに教育委員会及び開放校に届け出なければならない。

(使用料の納入)

第10条 条例第11条の規定による使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用料の還付)

第11条 条例第13条ただし書の規定により、使用料の還付をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰すことができない事由により、開放施設の利用ができなくなったとき。

(2) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、学校開放施設使用料還付申請書(別記様式第4号)により教育委員会に申請しなければならない。

(遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用の許可を受けた開放施設、設備、備品等以外を利用しないこと。

(2) 許可を受けずに開放施設内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに火気等を使用し、又は学校敷地内では喫煙しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、開放施設の管理及び安全の確保のために教育委員会又は開放施設の職員の指示に従うこと。

(損傷等の届出等)

第13条 開放施設、設備、備品等を汚損、損傷又は滅失させた者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(事故等の責任)

第14条 開放施設の利用に係る事故の責任については、利用者が負うものとする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の北郷町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和51年北郷町教育委員会規則第2号)又は南郷町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和52年南郷町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年3月29日教委規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日教委規則第5号)

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日教委規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月16日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日教委規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
日南市立飫肥小学校体育館及び運動場	日南市飫肥十丁目8224番地1
日南市立吾田小学校体育館及び運動場	日南市大字戸高1135番地
日南市立吾田東小学校体育館及び運動場	日南市吾田東十丁目3596番地
日南市立油津小学校体育館及び運動場	日南市園田二丁目162番地
日南市立桜ヶ丘小学校体育館及び運動場	日南市大字平野4400番地
日南市立東郷小学校体育館及び運動場	日南市大字東弁分乙55番地
日南市立細田小学校体育館及び運動場	日南市大字萩之嶺1200番地
日南市立大堂津小学校体育館及び運動場	日南市大堂津一丁目3632番地7
日南市立鵜戸小学校体育館及び運動場	日南市大字宮浦2385番地
日南市立酒谷小学校体育館及び運動場	日南市大字酒谷乙9086番地
日南市立大窪小学校体育館及び運動場	日南市大字大窪3021番地3
日南市立北郷小学校体育館及び運動場	日南市北郷町郷之原甲50番地
日南市立南郷小学校体育館及び運動場	日南市南郷町中村乙1766番地1
日南市立潟上小学校体育館及び運動場	日南市南郷町脇本2833番地
日南市立榎原小学校体育館及び運動場	日南市南郷町榎原甲160番地
日南市立飫肥中学校体育館及び運動場	日南市飫肥十丁目8181番地
日南市立吾田中学校体育館及び運動場	日南市吾田東四丁目1504番地
日南市立油津中学校体育館及び運動場	日南市梅ヶ浜二丁目5753番地4
日南市立東郷中学校体育館及び運動場	日南市大字東弁分乙22番地
日南市立細田中学校体育館及び運動場	日南市大字上方1211番地

日南市立鵜戸中学校体育館及び運動場	日南市大字宮浦2385番地
日南市立北郷中学校体育館及び運動場	日南市北郷町郷之原甲50番地
日南市立南郷中学校体育館及び運動場	日南市南郷町中村乙6008番地
日南市立榎原中学校運動場	日南市南郷町榎原甲482番地6
日南市立北郷小学校屋内プール	日南市北郷町郷之原甲50番地

別表第2(第3条関係)

種類	期間	開放日	区分	開放時間
体育館及び運動場	通年	休日以外の 日	夜間	午後5時30分～午後10時00分
			午前	午前8時30分～午後1時00分
	通年	休日	午後	午後1時00分～午後5時30分
			夜間	午後5時30分～午後10時00分
北郷小学校屋内温 水プール	10月から翌年 5月まで	月曜日を除く 休日以外の 日	夜間	午後5時30分～午後9時00分
		休日	午後	午後1時00分～午後5時00分

備考 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに開放校の授業日以外の日をいう。

別記

様式第1号(第7条関係)

利用団体登録申請書(新規・継続)

年 月 日

日南市教育委員会 様

フリガナ

団体名

フリガナ

代表者氏名

郵便番号

住所

電話 ()

次のとおり利用団体として登録したいので申請します。

主な活動場所	学校	
活動内容		
登録人数		
主な活動日	毎週 曜日 / 毎月 第 曜日	
活動時間	午前 ・ 午後 時 分から 時 分まで	
傷害保険加入状況		
問い合わせ先(緊急時又は施設の申請等確認の場合、連絡させていただきます。)	フリガナ 氏名	
	住所	
	電話	()
備考	・変更がある場合は、早急にご連絡ください。	

様式第2号(第8条関係)

次のとおり承認する。							

学校開放施設利用申請書				年 月 日	
日南市教育委員会 様					
登録番号 申請者 団体名 郵便番号 住所 氏名 電話 ()					
次のとおり利用を許可されるよう申請します。 利用に際しては社会教育法、日南市立学校施設開放条例、日南市立学校施設開放条例施行規則及び開放校の指示事項を遵守します。					

利用施設名	学校 運動場、体育館（全面・片面）				
利用申請年月日	年 月 日 ()	午（前・後） ～午（前・後）	時 分 時 分		
利用目的及び行事内容				利用予定人員	人

No.	発行日	/ /	印	
連絡	納入金額	¥	確認者氏名	●使用料は、利用前に納入しなければならない。 ●利用者の責めによらない理由又は利用日の前日までに利用許可を取り消したときは、使用料の返還をする。

太線枠内のみ記入してください。

様式第3号(第8条関係)

				文 書 番 号 年 月 日	
学校開放施設利用許可（不許可）通知書					
申請者		登録番号 団体名 郵便番号 住所 氏名		様	
日南市教育委員会 印					
次のとおり通知します。					
	利用申請年月日	利用施設名 場所 面		時間	使用料（円）
				使用料合計金額	円
利用の条件	1 日南市立学校施設開放条例及び日南市立学校施設開放条例施行規則並びに開放校の指示事項を守ってください。 2 利用後の整理、清掃、原状復帰等は、すべて利用者が行ってください。 3 使用料は、利用前に納入してください。 4 利用者の責めによらない事由又は利用日の前日までに利用許可を取り消したときは、使用料を返還します。				
※ 摘要					

様式第4号(第11条関係)

学校開放施設使用料還付申請書			
日南市教育委員会 様		年 月 日	
		登録番号 申請者 団体名 郵便番号 住所 氏名 電話 ()	
次のとおり使用料の 全部 一部の還付を申請します。			
還付申請額		既納使用料額	
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用目的又は大会名			
利用施設	学校		
利用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
還付理由	1 利用者の責めによらない理由で利用できなかった。		2 その他
	備考		
※還付決定額			

(注) ※印の欄は、記入しないでください。